（使用前確認を要しない場合）

第六条　法第四十六条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の再処理施設を試験のために使用する場合

三　再処理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　再処理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　再処理施設の変更の工事であつて、第二条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（使用前確認証）

第七条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条の規定による申請に係る再処理施設が法第四十六条第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第七条の二から第七条の七の二まで　削除

（使用前検査の実施）

第六条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又は特に気密、水密若しくは耐食を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　使用済燃料の受入施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設又はその他の再処理施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　再処理施設の性能に関する事項　再処理施設の最大再処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第六条の二　削除

第六条の三　削除

（使用前検査実施要領書）

第六条の四　原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第七条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける再処理施設）

第七条の二　法第四十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める再処理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）